

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業
事業契約書（案）

令和5年3月
(令和5年8月10日修正版)

岡山県西部衛生施設組合

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業 仮契約書（案）

岡山県笠岡市，井原市，浅口市，里庄町及び矢掛町（以下「組合市町」という。）で構成する岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は，各々対等な立場における合意に基づいて，本事業契約書の条件のほか，広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより，公正な事業契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 組合及び事業者双方は，信義を重んじ，誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の概要）

第2条 この契約の要項は，次のとおりとする。

- （1）事業名 広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業
- （2）事業場所 岡山県浅口郡里庄町大字新庄 地内
- （3）事業期間 契約締結日から令和28年（2046年）3月31日まで
（引渡し予定日 令和8年（2026年）11月30日）
- （4）契約代金額 金【●●●●●●●●】円

（うち，取引に係る消費税及び地方消費税相当額【●●●●】円）

ただし，上記金額に，約款に定める方法による金利変更，物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし，その内訳金額は約款に定めるところによる。

- （5）支払い方法 約款第82条 に定めるところによる。
- （6）契約保証金 約款第40条 ，第52条 及び第71条 に定めるところによる。

（仮契約の効力）

第3条 この契約は，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定，地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用される第96条第1項第5号並びに岡山県西部衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第4号）第2条により，次の特約条項を付し仮契約を締結し，岡山県西部衛生施設組合議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

第4条 この契約は，岡山県西部衛生施設組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとするが，否決された場合には締結しなかったものとし，かつ，この場合において事業者がこのことにより損害を生じた場合においても，組合は一切その賠償の責に任じない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、組合及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

令和6年（2024年）●月●日

岡山県笠岡市平成町100番地
岡山県西部衛生施設組合
管理者 笠岡市長 小林 嘉文 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

事業契約約款（案）

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 総則	1
第3章 本事業の概要	1
第4章 統括管理業務	3
第5章 設計業務	3
第6章 建設・工事監理業務	6
第1節 総則	6
第2節 工期の変更等	9
第3節 本施設の完成等	10
第4節 損害の発生等	11
第5節 設計及び建設・工事監理業務の契約保証	11
第6節 本施設の引渡し等	12
第7章 開業準備業務	13
第1節 総則	13
第2節 開業準備業務に対する組合によるモニタリング	14
第3節 損害の発生等	15
第4節 開業準備業務の契約保証	15
第8章 維持管理及び運營業務	16
第1節 総則	16
第2節 維持管理及び運營業務のモニタリング	19
第3節 業務の変更等	20
第4節 損害の発生等	21
第5節 維持管理及び運營業務の契約保証	22
第9章 自主事業	22
第10章 サービス対価の支払い	24
第11章 事業者の経営状況の報告等	25
第12章 事業内容等の変更	25
第13章 契約期間及び契約の終了	25
第14章 法令変更	31
第15章 公租公課	32
第16章 不可抗力	32
第17章 関係者協議会	33
第18章 その他	34
別紙1 用語の定義（第1条関係）	36
別紙2 モニタリング及びペナルティの考え方（第19条，第31条，第49条，第55条，第66条，第84条，第91条関係）	38
別紙3 建設，開業準備業務，維持管理及び運營業務期間中の保険（第39条，第51条，第70条関係）	40
別紙4 サービス対価の支払方法（第40条，第44条，第82条，第91条，第99条関係）	41
別紙5 サービス対価の改定方法（第83条関係）	54
別紙6 個人情報取扱特記事項（第108条関係）	56

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 約款における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

第2章 総則

(総則)

第2条 この契約は、組合及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 組合及び事業者は、事業契約書等に基づき、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案及び設計図書等に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備を伴う事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

2 組合及び事業者は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

(契約関係書類の適用関係)

第4条 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類に疑義が生じた場合は、組合及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 要求水準書等及び事業者提案等の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回る場合に限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第3章 本事業の概要

(本事業の概要)

第5条 本事業は、要求水準書等に示す業務のうち、本施設を対象とする統括管理業務、設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成する。

2 本施設は、この契約に定めるところにより、事業者から組合に引き渡すものとする。

3 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施するものとし、組合は事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。

(本事業の事業方式)

第6条 本施設は、事業者により設計、建設された後、引渡しと同時に組合が所有権を取得し、以後、組合が所有する。なお、本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する同法第238条第4項に規定する行政財産として位置付ける。

2 事業者は、契約関係書類に従い、維持管理及び運営期間にわたり、本施設の維持管理及び運営業務を遂行するものとする。

3 本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、組合及び事業者の間で別途合意されない限り、組合が所有するものとする。

4 組合は、事業者を指定管理者に指定し、事業者に本施設の管理を代行させる。

(事業用地等の使用)

第7条 事業者は、工事着手日から本施設の最終引渡し日までの期間、本施設の建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で使用することができる。この場合において、事業者は、建設期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

2 事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営業務の遂行に必要な範囲で、本施設及び事業用地を無償で使用することができる。この場合において、事業者は、維持管理及び運営期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

(事業者の資金調達)

第8条 事業者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(事業者の収入)

第9条 組合は、この契約に定めるところに従い、事業者に対し、事業者が事業期間にわたり実施する業務に係るサービス対価に当該サービス対価に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額を支払うものとする。

(事業期間)

第10条 本事業の事業期間等は、次のとおりとする。

事業契約締結（議決）	令和6年（2024年）6月
事業期間	事業契約締結日～令和28年（2046年）3月31日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和8年（2026年）11月30日 ※設計期間は令和7年（2025年）3月31日までに終了することを条件とする
開業準備期間	事業者提案日 ～運営開始日前日
運営開始日	令和9年（2027年）1月4日
維持管理期間	施設引渡し日 ～令和28年（2046年）3月31日
運営期間	令和9年1月4日～令和28年（2046年）3月31日

※ 以下、和暦のみの表記とする。

(法令等の遵守)

第11条 事業者は、本事業を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

第4章 統括管理業務

(統括管理業務)

第12条 事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で、統括管理業務を行わなければならない。

(統括管理業務の実施及び第三者への委託)

第13条 事業者は、本施設の統括管理の全部又は一部を、本事業に関して令和5年●月●日付で組合と落札者の代表企業、構成企業及び協力企業との間で締結された基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条第1項に定める統括管理企業に委託する。

2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに組合に提出しなければならない。

3 事業者は、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

4 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

5 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第3項及び第4項の規定において、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者とあるものは、当該第三者と読み替えるものとする。

(統括管理業務責任者)

第14条 事業者は、統括管理業務の実施に当たって、統括管理業務の責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置するとともに、自らの責任において適切な業務体制を構築すること。

2 総括責任者を変更する場合は、原則として2か月前までに事業者から組合に申請し、承認を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務全体の混乱が生じないようにすること。

第5章 設計業務

(設計業務)

第15条 事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で本施設を設計しなければならない。

(設計業務の実施及び第三者への委託)

第16条 事業者は、本施設の設計の全部又は一部を、本事業に関して令和5年●月●日付

で組合と落札者の代表企業、構成企業及び協力企業との間で締結された基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条第1項に定める設計企業に委託する。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第3項及び第4項の規定において、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者とあるものは、当該第三者と読み替えるものとする。

（設計に伴う各種調査）

第17条 事業者は、本施設の設計に必要な契約関係書類に記載された事業場所における測量、地盤調査その他の関係する調査を実施するものとする。

- 2 事業者は、前項の調査を実施する場合には、調査に着手する前に事前調査要領書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、事前の組合への書面による承諾を得た上で、調査業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとする。
- 4 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合には、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに組合に提出しなければならない。
- 5 事業者は、本条第3項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 6 本条第3項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 7 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。
- 8 事業者の調査の誤り又は過失に起因して組合又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

（設計事業に係る許認可及び届出）

第18条 事業者は、本施設の設計に関するこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 組合は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

（設計に対する組合のモニタリング）

第19条 事業者は、本施設の設計の進捗状況に関して、月に1回以上組合に対して報告を行うものとする。

- 2 組合は、適正かつ確実な整備を確保するため、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、モニタリングを実施する。組合は、随時、本施設的设计図書等の閲覧等の確認及び業務実施状況の報告を要求することができるものとし、事業者は、組合からの要求に対し適切に対応するものとする。

(設計の変更)

第20条 組合は、必要があると認める場合、事業者に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。

- 2 事業者は、当該設計変更要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、組合に対し検討結果を通知しなければならない。
- 3 事業者は、組合からの設計変更要求の内容に疑義がある場合、組合に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 事業者は、組合が提示した要求水準書等の内容の変更を伴う設計変更は行うことができないものとする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前の組合の書面による承諾がある場合は、この限りでない。
- 5 前4項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、組合が提供した情報又は資料の誤り若しくは組合の提示条件又は指示の不備・変更による場合等、組合の責めに帰すべき事由に基づく場合には、組合が負担し、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担する。
- 6 設計変更により本施設的设计及び建設・工事監理業務に係る費用が減少する場合には、組合及び事業者は、協議により決定した当該費用の減少分をサービス対価から減額するものとする。
- 7 組合が本条第1項に基づき設計変更を要求したこと又は本条第4項の書面による承諾をしたことのいずれかを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、組合が、設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

(設計図書等についての責任)

第21条 事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等がこの契約の内容に適合しないことにより生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。

- 2 前条及び前項により組合が負担すべき増加費用等の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置等必要な手続を経ることを前提として、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

(設計の完了)

第22条 事業者は、本施設的设计の完了後、速やかに設計図書等を組合に提出しなければならない。また、組合は、必要があると認める場合、事業者に説明を求めることができるものとし、事業者は、組合からの要求に対し適切に対応するものとする。

- 2 組合は、前項に基づき提出された設計図書等について、その提出を受けた日から14日以内に、設計図書等の内容が契約関係書類に適合するかどうかを審査し、審査の結果

果に基づいて契約関係書類に適合することを確認し、その旨を事業者に通知するものとする。

- 3 組合は、提出された設計図書等の内容が契約関係書類に適合しないことを認めるとき、又は設計図書等の記載によっては契約関係書類に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者者に修正を要求することができるものとする。
- 4 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、組合によって定められた期間内に、不適合の箇所の修正をした上、あらためて修正後の設計図書等を提出して組合の確認を得なければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、組合に対して協議を申し入れることができる。ただし、事業者が設計図書等を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書等を修正しないことが適切であると組合が認めたときは、この限りでない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより各施設の引渡しが遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第 43 条 の定めに従う。ただし、当該修正が組合の責めに帰すべき事由による場合、若しくは法令変更又は不可抗力に起因する場合、組合の負担とする。
- 5 設計図書提出後、14 日以内に組合から事業者に対して何らの通知もない場合は、本条第 2 項の設計の妥当性についての確認が組合によってなされたものとみなす。
- 6 組合が本条第 1 項に基づき設計図書等を受領したこと、本条第 2 項の通知をしないこと又は前項の確認があったこととみなされたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、組合が設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

第 6 章 建設・工事監理業務

第 1 節 総則

(建設・工事監理業務)

第 23 条 事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で本施設の建設・工事監理業務を行わなければならない。

2 施工方法その他本施設の完成のために必要な一切の手段は、事業者が自己の責任で決定するものとする。

3 事業者は、組合に本施設の建設工事に係る建設着手の届出をした後、遅滞なく建設工事に着手しなければならない。

(建設業務の実施及び第三者への発注)

第 24 条 事業者は、事前の組合の書面による承諾を得た上で、本施設の建設業務の全部又は一部を、基本協定書第 5 条第 1 項に定める建設企業（以下「受注者」という。）に請け負わせるものとする。この場合において、受注者が第三者に当該受注者が請け負った

建設工事の一部を請け負わせるときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく請負契約を行う場合、当該請負契約の内容が確認できる契約書の写しを組合に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、本条第1項の規定に基づく請負に係る受注者又は当該第三者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 本条第1項の規定に基づく請負に係る受注者又は当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(工事監理業務の実施及び第三者への委託)

第25条 事業者は、本施設の工事監理業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に定める工事監理企業に委託する。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを組合に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された本条第1項の工事監理業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第3項及び第4項の規定において、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者とあるものは、当該第三者と読み替えるものとする。

(工事監理者)

第26条 事業者は、工事監理者を選任し、要求水準書等に従って工事監理計画書等を組合に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。
- 3 組合は、事業者に対し、随時本施設の建設・工事監理業務についての報告を要求することができる。組合が当該報告を要求したときは、事業者は、工事監理者に、組合に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等報告を行わせるものとする。
- 4 事業者は、要求水準書等に従って、建設・工事監理業務期間中、毎月5日までに当該月の前月の業務に係る工事進捗状況報告書及び工事監理報告書を組合に対して提出しなければならない。ただし、当該日が閉庁日の場合には、その翌日以後で閉庁日に当たらない最初の日とする。

(建設に伴う各種調査)

第27条 事業者は、自己の費用負担により本施設の建設工事のために必要となる各種調査を実施した上で建設工事を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の各種調査を実施する場合には、調査に着手する前に事前調査要領書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、事前の組合への書面による承諾を得た上で、本条第1項の調査業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。
- 4 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに組合に提出しなければならない。
- 5 事業者は、本条第3項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 6 本条第3項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 7 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任を負担しなければならない。
- 8 事業者の各種調査の誤り又は過失に起因して組合又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

(施工計画書)

第28条 事業者は、詳細工程表を含む施工計画書を本施設の建設工事の着手前で、組合及び事業者との協議により定める日までに組合に提出し、承諾を得なければならない。事業者は、必要がある場合には、組合と協議の上、当該施工計画書の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の施工計画書を速やかに組合に提出しなければならない。

- 2 組合は、前項に基づき事業者が組合に提出した書類が、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めた場合、速やかに事業者に書面により通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による通知を受領した場合、速やかに当該不一致又は矛盾を是正するために、当該書類を訂正する等の措置を執り、組合の確認を得なければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、組合に対して協議を申し入れることができる。
- 4 組合が本条第1項に基づき当該施工計画書を受領したこと、本条第2項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、組合が建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。
- 5 事業者は、工期中毎月の末日までに、翌月分に係る月間工事工程表を組合に提出しなければならない。
- 6 事業用地において、地中埋設物やその他の予測できない土地の瑕疵が発見された場合、組合は自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事業者は、施工計画書を見直す等、必要な対応を行うものとする。ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。

(建設に係る許認可及び届出)

第29条 事業者は、本施設の建設・工事監理業務に関するこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければ

ならない。

2 組合は、事業者からの要請があった場合、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 事業者は、組合が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な対応を行うものとする。

(建設に伴う近隣対応・対策)

第30条 事業者は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、組合に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

2 組合は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な対応を行うものとする。

(建設・工事監理業務に対する組合によるモニタリング)

第31条 組合は、事業者が契約関係書類に従い本施設の建設・工事監理業務を実施していることを確認するために、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、モニタリングを行う。組合は、事業者に対し説明を求めることができ、かつ、建設工場の現場において、その進捗状況を立会いの上、確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、組合に対して最大限の対応をし、受注者をして組合に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

3 前2項に規定する説明等の結果、事業者による建設・工事監理業務が、契約関係書類を満たしていないものと認められる場合、組合は事業者に対してその是正を求めることができるものとする。事業者は、その要求について疑義がある場合、組合に対して協議を申し入れることができるものとする。

4 組合が前3項に規定する立会い又は確認等の実施を理由として、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、組合が建設・工事監理業務について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 工期の変更等

(工期の変更)

第32条 組合が事業者に対して工期の変更を請求した場合、組合及び事業者は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、組合が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

2 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、組合に対して工期の変更を請求した場合は、組合及び事業者は、協議により当該変更を決定するものとする。

(工期の変更による費用負担)

第33条 組合は、組合の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことので

きない事由により工期が変更され、本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合は、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

- 2 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、本施設の運営開始日が予定日より遅延した場合、当該工期の変更又は運営開始日の遅延に伴い組合に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を組合に支払うものとする。

(工事の一時中止)

第34条 組合は、必要があると認める場合、事業者に対し工事の中止の理由を記載した書面を交付して、本施設の建設・工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- 2 組合は、前項の場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。組合は、事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合を除き、建設・工事監理業務の一時中止に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

第3節 本施設の完成等

(事業者による自主完成検査)

第35条 事業者は、要求水準書等に従って自主完成検査を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の自主完成検査の日程及び内容をその実施の7日前までに組合に対して通知しなければならない。また、組合は、この自主完成検査に立ち会うことができるものとする。
- 3 事業者は、組合の立会の有無にかかわらず、組合に対して本条第1項の自主完成検査の結果について、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 4 施設毎に完成時期が異なる場合には、前3項の規定に基づき、対象施設ごとに自主完成検査を実施するものとする。

(組合による完成確認)

第36条 組合は、本施設の引渡しに先立ち、前条に規定する事業者による自主完成検査の結果報告を受けた日から速やかに完成確認を実施するものとする。

- 2 組合は、事業者が前項の完成確認に合格しない場合、事業者に対し是正等の適切な措置を求めることができるものとする。事業者は、その内容について疑義がある場合、組合に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 3 施設毎に完成時期が異なる場合には、前2項の規定に基づき、対象施設ごとに完成確認を実施するものとする。

(完成図書及び完成確認合格通知)

第37条 事業者は、前条の完成確認に合格したときは、完成図書を速やかに組合に提出しなければならない。

- 2 組合は、事業者が前条の完成確認に合格したときには、事業者に対し速やかに完成確認合格通知書を交付しなければならない。
- 3 事業者は、組合からの完成確認合格通知書の交付がなければ本施設の引渡しができないものとする。
- 4 施設毎に完成時期が異なる場合には、対象施設ごとに前3項の規定に従うものとする。
- 5 組合は、事業者から提出された完成図書を本施設の修繕等のために使用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

第4節 損害の発生等

(建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害)

第38条 事業者が本施設の建設・工事監理業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに組合へ報告するものとし、当該損害は事業者が自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(建設期間中の保険)

第39条 事業者は、本施設の建設期間中、別紙3「建設、開業準備業務、維持管理及び運営業務期間中の保険」のうち、建設期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 本施設の建設業務を受注者に請け負わせる場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は受注者を当該保険に加入させなければならない。
- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに組合に提出しなければならない。
- 4 事業者は、本条第1項に係る保険金請求権について、本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関（以下「金融機関等」という。）のために、事前に組合の書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第5節 設計及び建設・工事監理業務の契約保証

(設計及び建設・工事監理業務の契約保証)

第40条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあっては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは受注者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を組合に提出しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は組合が確実と認める金融機関等の保証

- (4) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結（ただし、組合以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する組合の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、組合を第一順位とする質権を設定することとする。なお、係る質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。
- 3 本条第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 契約金額の変更があった場合には、本条第2項に規定する保証の額が変更後の別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、組合は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、本施設の設計及び建設・工事監理業務の履行後、本施設の最終引渡し日以降速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第6節 本施設の引渡し等

(本施設の引渡し)

第41条 事業者は、組合からの完成確認合格通知書を受領した後、速やかに本施設を組合に引き渡さなければならない。

2 前項による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設の所有権を組合が取得するものとし、引渡しは事業者による本施設の完成から6か月以内に事業者未使用にて行われるものとする。

3 施設毎に完成時期が異なる場合には、引渡しの対象施設ごとに前2項の規定に従うものとする。

(引渡しの方法)

第42条 事業者は、組合に対し、本施設に一切の制限物権が設定されていない状態で、所有権保存登記手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続を執らなければならない。

2 事業者は、組合への本施設の引渡しに際して生じる一切の費用を負担しなければならない。

(引渡しの日の変更)

第43条 組合は、組合の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、事業者は、当該引渡し日の遅延に伴い組合に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を組合に支払うものとする。

(サービス対価の支払い)

第44条 組合は、その内容が契約関係書類に適合していることが組合により確認されることを条件として、別紙4に規定するサービス対価を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第45条 組合は、本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、事業者に対して相当の期間を定めて本施設の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する履行の追完又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から2年以内(ただし、設備機器本体等の場合は1年以内)とする。

3 組合は、前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、組合が通知から1年以内に請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、事業者が当該契約不適合を知っていたとき、その契約不適合が、事業者の故意又は重大な過失によって生じた場合には、本条第1項に規定する請求を行うことのできる期間は10年とする。

5 組合は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(所有権保存登記)

第46条 本施設の所有権は、施設の引渡し日に組合が取得するものとし、所有権保存登記手続は組合が行うものとする。

第7章 開業準備業務

第1節 総則

(開業準備業務)

第47条 事業者は、本施設の運営開始日に開業できるよう、運営開始に必要な一切の届出・

申請・許認可等の手続を含め要求水準書等に従って開業準備業務を自らの責任及び費用負担で実施しなければならない。なお、事業者は、本項に従って行った届出・申請・許認可等の書類の副本又は写し等を、組合に速やかに提出しなければならない。

- 2 事業者は、開業準備業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、必要な業務項目を記載した開業準備業務計画書を作成の上、業務開始の2か月前までに組合に提出し、その内容について組合の承認を得ること。
- 3 事業者は、運營業務責任者及び業務責任者を設置するほか、運營業務に必要となる業務担当者を配置し、開館式典及び組合市町民等を対象として開館記念イベント（以下「開館式典等」という。）の実施日までに、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項についての教育訓練研修を実施し、運営開始後直ちに円滑な運営が実施できるようにすること。
- 4 事業者は、前各項に定めるところに従って開業準備業務の履行を完了後、開業準備業務報告書（実施した事業内容及び実績等、リハーサル等における実施状況、問題点その対応状況、改善方法、課題等）を作成し、総括責任者が内容を確認の上、業務終了後、1か月以内に組合に提出すること。

（開業準備業務の実施及び第三者への委託）

第48条 事業者は、本施設の開業準備業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に定める開業準備企業に委託する。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを組合に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、本条第1項の規定に基づく受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された本条第1項の開業準備業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第3項及び第4項の規定において、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者とあるものは、当該第三者と読み替えるものとする。

第2節 開業準備業務に対する組合によるモニタリング

（開業準備業務に対する組合によるモニタリング）

第49条 組合は、自己の費用で本施設の開業準備業務の状況を確認し、事業者による本施設の開業準備業務が契約関係書類（以下「要求サービス水準」という。）に適合しているかを確認するために、第66条 に準じ、モニタリングを実施する。ただし、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

第3節 損害の発生等

(開業準備業務中に第三者に及ぼした損害)

第50条 事業者は、本施設の開業準備業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに組合へ報告するものとし、当該損害は、事業者が自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(開業準備期間中の保険)

第51条 事業者は、本施設の開業準備業務期間中、別紙3に記載する「建設、開業準備業務、維持管理及び運營業務期間中の保険」のうち、開業準備業務期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 本施設の開業準備業務を受託者に委託する場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は受託者を当該保険に加入させなければならない。
- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに組合に提出しなければならない。
- 4 事業者は、本条第1項に係る保険金請求権について、金融機関等のために、事前に組合の書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第4節 開業準備業務の契約保証

(開業準備業務の契約保証)

第52条 事業者は、本施設の開業準備業務の契約保証として、開業準備期間の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかのときにあつては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは開業準備業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を組合に提出しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本施設の開業準備業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は組合が確実に認める金融機関等の保証
 - (4) 本施設の開業準備業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、開業準備業務のサービス対価の金額（消費税等相当額を含む）の100分の10以上としなければならない。
 - 3 本条第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
 - 4 組合は、契約金額の変更があつた場合、本条第2項に規定する保証の額が変更後の

開業準備業務のサービス対価の金額（消費税等相当額を含む）の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

- 5 契約保証金は、本施設の開業準備業務終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わない。

第8章 維持管理及び運營業務

第1節 総則

（指定管理者による管理等）

第53条 事業者は、組合と指定管理に関する年度協定書を毎年度締結し、設置管理条例、その他の法令及びこの契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に履行しなければならない。

- 2 事業者は、本施設の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- 3 組合が定める指定期間は、施設引渡し日から令和28年3月31日までとする。
- 4 管理の対象となる物件は、本施設及び外構等を含む事業用地全体とし、当該業務の細目は、要求水準書等に定めるとおりとする。

（指定管理者の指定の取消し）

第54条 事業者は、地方自治法第292条により準用される地方自治法第244条の2第11項により、事業者を本施設の指定管理者とする指定の取消しがなされたときは、本施設の維持管理及び運營業務の全部で、この契約を履行することができないものとする。

- 2 前項による指定管理者の指定の取消しがなされたときは、本事業契約は、他に特段の手續を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了するものとする。

（指定管理者の指定の停止）

第55条 事業者は、地方自治法第292条により準用される地方自治法第244条の2第11項により、期間を定めて本施設の維持管理及び運營業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲について、この契約を履行することができないものとする。事業者は、業務を停止するに当たり、業務の引継ぎ等について組合の指示に従うものとする。

- 2 組合は、前項により事業者が停止を命じられている期間中、事業者が履行できないこの契約上の事業者の業務について、組合が自ら又は第三者に委託して行うことができるものとする。
- 3 事業者は、組合が前項に従いこの契約上の事業者の業務を実施した場合、当該業務の実施により組合が実際に負担した追加費用及び当該費用に係る消費税等相当額の合計額を、組合に対して支払わなければならない。
- 4 組合は、事業者が、本条第1項によりこの契約に基づく業務の全部又は一部を履行できない場合、事業者が履行できないこの契約上の事業者の業務のサービス対価の支

払いを行わないものとする。

- 5 前4項の規定は、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理及び運営業務に係る該当する業務のサービス対価を減額し、又は組合に本条第3項の費用に相当する金額以上の損害が生じたときにこれを事業者に請求することを妨げるものではない。

(利用の許可及び利用料金等)

第56条 事業者は、設置管理条例の他、組合が別途定める設置管理条例に係る施行規則(以下「規則」という。)の規定に従い、組合管理者に代わり、本施設の利用の許可、その他指定管理者として行うことのできる事務を履行するものとする。

- 2 組合は、設置管理条例及び規則において、本施設の休館日及び開館時間、利用料その他本施設の設置及び管理に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 組合及び事業者は、毎年度、協議の上、設置管理条例及び規則に定める枠内で、組合と事業者が締結する本施設の指定管理に関する年度協定書(以下「年度協定書」という。)に、当該年度の本施設の休館日、開館時間及び利用料を定めるものとする。

(本施設の維持管理及び運営業務)

第57条 事業者は、維持管理及び運営期間中、契約関係書類、次項に規定する維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従い、自己の費用及び責任で本施設を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、利用者等が本施設を安全、快適に利用できるサービスの質及び水準を保持することを目的として、本施設の維持管理及び運営業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、契約関係書類に基づき組合と協議し、組合の承諾を得た上で、事業者による本施設の維持管理及び運営業務の仕様を定める維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書を本施設の引渡し予定日の1か月前の日までに組合に提出しなければならない。事業者は、組合と協議し、組合の承諾を得た上で維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書の内容を変更することができるものとする。

(維持管理及び運営業務の実施及び第三者への委託)

第58条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に定める維持管理企業及び運営企業に委託する。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを組合に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、本条第1項の規定に基づく受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された同項の維持管理及び運営業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、組合に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第3項及び第4項の規定において、本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者とあるも

のは、当該第三者と読み替えるものとする。

(維持管理及び運営業務計画書)

第59条 事業者は、契約関係書類及び維持管理業務仕様書に従い、組合と協議し、組合の承諾を得た上で、翌事業年度の事業者による本施設の維持管理業務について、業務実施体制、業務実施工程等の維持管理業務の実施のために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、本施設の引渡し予定日の1か月前の日）までに、組合に提出しなければならない。

2 事業者は、契約関係書類及び運営業務仕様書に従い、組合と協議し、組合の承諾を得た上で、翌事業年度の事業者による本施設の運営業務について、業務実施体制、業務実施工程等の運営業務の実施のために必要な事項を記載した運営業務計画書を、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については、本施設の引渡し予定日の1か月前の日）までに、組合に提出しなければならない。

(維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出)

第60条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務に関するこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を、自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 組合は、事業者の要請があった場合、前項の事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 事業者は、組合の要請があった場合、本施設の維持管理及び運営業務に関する組合の許認可の取得及び届出のために必要な対応を行うものとする。

(事業者による維持管理及び運営業務実施体制の整備)

第61条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務それぞれの開始予定日までに、本施設の維持管理及び運営業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、組合に対しその旨を報告しなければならない。

2 組合は、前項の規定による報告を受けたときは、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。組合は、当該確認の結果、事業者により維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書並びに維持管理業務計画書及び運営業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。

(維持管理及び運営業務開始の遅延)

第62条 組合及び事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の開始が、それぞれの業務開始予定日より遅延した場合、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 組合の責めに帰すべき事由による場合：遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を組合が事業者に対して支払うこと。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合：維持管理及び運營業務期間の初年度のサービス対価の年額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）による金額を日割り計算した遅延損害金を事業者が組合に対して支払うこと。ただし、組合が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、組合は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 不可抗力又は法令変更による場合：遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を組合が事業者に対して支払うこと。

2 組合が事業者に対し維持管理及び運營業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限られ、別途サービス対価の支払いは行わないものとする。ただし、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価はこの限りではない。

（維持管理及び運營業務に伴う近隣対応及び対策）

第63条 事業者は、本施設の維持管理及び運營業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 組合は、事業者からの要請がある場合、前項に規定する事業者による近隣対応及び対策に対し必要な協力を行うものとする。

（本施設の修繕）

第64条 事業者は、本施設の維持管理業務開始予定日の2か月前までに長期修繕計画を作成し、組合に提出しなければならない。また、事業者は、長期修繕（保全）計画を毎年度更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて組合へ提出しなければならない。

2 事業者は、本施設の維持管理及び運營業務期間中、本施設の予防保全に努めるものとし、事業者が提案し、又は事業期間中に更新を行った最新の長期修繕計画に基づき、組合と協議の上、組合が必要と判断したものについて、長期修繕計画に定める修繕費の範囲内で、本施設の修繕及び設備機器等の更新を行うものとする。

3 修繕費の執行残額が生じた場合、事業者は、事業終了時に当該執行残額を組合へ返還するものとする。

4 本条第2項の他、組合の判断及び費用により、必要に応じて、事業者が本施設の全部又は一部の設備更新及び改良を行わせることができるものとする。

5 事業者は、可能な限り、本条に規定する設備更新及び改良を完成図書に反映し、かつ、使用した設計図書等を組合に提出しなければならない。

第2節 維持管理及び運營業務のモニタリング

（維持管理及び運營業務に係る業務報告書）

第65条 事業者は、本施設の維持管理及び運營業務期間中、契約関係書類に従って、維持管理及び運營業務に係る業務月報、四半期報及び業務年報（以下「通常業務報告書」という。）を作成し、業務月報及び四半期報については翌月5日までに、業務年報につい

ては毎事業年度の最終日から起算して1か月以内に、組合に提出しなければならない。ただし、当該日が閉庁日の場合には、その翌日以後で閉庁日に当たらない最初の日とする。

- 2 事業者は、維持管理及び運営期間中、維持管理及び運営業務に関して緊急の対応が必要な事故、事件等のトラブルが発生した場合、又は利用者等からの苦情、要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した業務報告書（以下「随時業務報告書」という。）を組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の他、本施設の維持管理及び運営業務期間中、契約関係書類に従って、要求水準書等との整合性の確認結果報告書、事業提案書との整合性の確認結果報告書及びその他必要な報告書を、組合に提出しなければならない。

（維持管理及び運営業務に対する組合によるモニタリング）

第66条 組合は、自己の費用で本施設の維持管理及び運営業務の状況を確認し、事業者による本施設の維持管理及び運営業務が、契約関係書類、維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書（以下「要求サービス水準」という。）に適合しているかを確認するために、次の各号のモニタリングを実施する。ただし、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

- (1) 定期モニタリング：組合が、事業者から提出される通常業務報告書を確認するほか、現地巡回、業務監視、事業者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、通常業務報告書の記載事項の事実の検証を行う。
 - (2) 随時モニタリング：組合が必要と認めたときに事業者に提出を求める随時業務報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。
- 2 組合は、前項のモニタリングの実施の際に、事業者に事前に通知することにより、本施設の維持管理及び運営業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、事業者は、組合からのその要求に対し最大限協力するものとする。
 - 3 組合は、本条第1項に規定するモニタリングの結果に基づき、事業者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を通常業務報告書又は随時業務報告書を受領した日から起算して5営業日目までに事業者に通知するものとする。
 - 4 組合は、本条第1項のモニタリングの結果、事業者による業務の実施状況について、本施設の全部若しくは一部が本来有すべき機能にて利用できない状況にあると認められる場合又は要求サービス水準に適合していないと認められる場合には、事業者に対し別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、ペナルティを課すことができるものとする。

第3節 業務の変更等

（維持管理及び運営業務の変更）

第67条 組合及び事業者は、組合が事業者に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の可否を決定するものとする。この場合において、

当該協議が不調に終わったときは、組合が当該変更の当否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

- 2 組合及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、組合に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、組合が当該変更の当否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が増減する場合、組合及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増減分及び当該額に係る消費税等相当額の合計額をサービス対価から変更することができるものとする。
- 4 前項に規定する組合の責めに帰すべき事由による業務内容の変更等及び当該変更に伴う費用の増減については、第101条第1項の規定により設置する関係者協議会で協議し、決定するものとする。

(維持管理及び運営業務の一時中止)

第68条 組合は、必要があると認める場合、事業者に対し維持管理及び運営業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、組合は、組合が必要と認めるときは、維持管理及び運営業務の内容を変更することができる。組合は、事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理及び運営業務の一時中止に伴う増加費用並びに事業者に生じた損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

第4節 損害の発生等

(維持管理及び運営業務中に第三者等に及ぼした損害)

第69条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに組合へ報告するものとし、当該損害は、事業者が自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(維持管理及び運営期間中に係る保険)

第70条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、別紙3に記載する「建設、開業準備業務、維持管理及び運営業務期間中の保険」のうち、維持管理及び運営業務期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 本施設の維持管理及び運営業務を受託者に委託する場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は受託者を当該保険に加入させなければならない。
- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに組合に提出しなければならない。
- 4 事業者は、本条第1項に係る保険金請求権について、金融機関等のために、事前に組合の書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設

定してはならない。

第5節 維持管理及び運営業務の契約保証

(維持管理及び運営業務の契約保証)

第71条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の契約保証として、維持管理及び運営期間のそれぞれの開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかのときにあっては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を組合に提出しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本施設の維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は組合が確実に認める金融機関等の保証
- (4) 本施設の維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額（消費税等相当額を含む）の100分の10以上としなければならない。

3 本条第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 組合は、契約金額の変更があった場合、本条第2項に規定する保証の額が変更後の維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額（消費税等相当額を含む）の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

5 契約保証金は、本施設の維持管理及び運営業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わない。

第9章 自主事業

(自主事業)

第72条 事業者は、契約関連書類に基づき、自主事業を実施することができる。

2 事業者は、自主事業の実施に当たり、事前に組合に事業計画書を提出し、承認を得なければならない。

(費用負担及び収入)

第73条 自主事業の実施に必要な経費（維持管理・運営に係る経費（光熱水費含む））は、原則として全て事業者の負担とする。

2 自主事業の実施により得られる収入は、事業者の収入とする。

3 事業者が自主事業の実施のために本施設の一部を使用する場合の土地及び建物の使用料は、無償とする。

(営業日及び営業時間)

第74条 事業者は、自らの提案により自主事業の実施日時、又は営業日及び営業時間を定めることができる。このとき、組合は当該実施日時、又は営業日及び営業時間について、必要に応じて事業者と調整を行うことができる。

2 事業者は、自主事業の実施日時、又は営業日時及び営業時間を本施設の維持管理及び運營業務に支障がないように留意するものとする。

(自主事業の料金)

第75条 自主事業の料金は、事業者自らが設定する。この場合、事業者は、当該事業が公共施設で実施する事業であることに配慮するものとする。

2 前項の場合、組合は、事業者が設定する料金について、適宜事業者から報告を求め、必要に応じて当該料金設定に関し、事業者に指導し、調整を行うことがある。

(実施期間)

第76条 自主事業の実施期間は、運営開始日から令和28年3月31日までとする。

2 事業者は、自主事業の開始後、利用者サービスの向上等が見込まれる場合は、組合との協議により、自主事業の内容を変更することができるものとする。

(組合への報告義務)

第77条 事業者は、第65条に準じ、自主事業に係る通常業務報告書及び随時業務報告書を作成し、組合に提出しなければならない。

(自主事業に対する組合によるモニタリング)

第78条 組合は、自己の費用で自主事業の実施状況を確認し、事業者による自主事業が契約関係書類及び実施計画書に適合しているかを確認するために、次の各号のモニタリングを実施する。ただし、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

(1) 定期モニタリング：組合が、事業者から提出される通常業務報告書及び業務年報(以下、「通常業務報告書等」という。)を確認するほか、現地巡回、業務監視、事業者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、通常業務報告書等の記載事項の事実の検証を行う。

(2) 随時モニタリング：組合が必要と認めたときに事業者に提出を求める随時業務報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

2 組合は、前項のモニタリングの実施の際に、事業者に事前に通知することにより、自主事業の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、事業者は、組合からのその要求に対し最大限協力するものとする。

3 組合は、本条第1項に規定するモニタリングの結果に基づき、事業者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を通常業務報告書等又は随時業務報告書を受領した日から起算して5営業日目までに事業者に通知するものとする。

4 組合は、本条第1項のモニタリングの結果、事業者による自主事業の実施状況について、公共施設における事業として相応しくないと認められる場合には、事業者に対

し改善を求めることができるものとする。

(自主事業の終了)

第79条 事業者は、採算の悪化等自主事業の継続が困難となった場合には、組合に通知し、運営期間の終了前における自主事業の終了について組合と協議を行うものとする。

(自主事業中に第三者に及ぼした損害)

第80条 事業者が自主事業に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに組合へ報告するものとし、当該損害は、事業者が自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(自主事業に係る保険)

第81条 事業者は、自主事業を実施する期間中、前条に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるため、自主事業の実施内容に応じ、自己の費用で適切な保険に加入しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに組合に提出しなければならない。

3 事業者は、本条第1項に係る保険金請求権について、金融機関等のために、事前に組合の書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第10章 サービス対価の支払い

(サービス対価の支払い)

第82条 組合は、事業者がこの契約に従い提供するサービスを組合が購入する対価として、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に従い、事業者に対してサービス対価を支払うものとする。

2 組合によるサービス対価の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に定めるとおりとする。

(サービス対価の変更)

第83条 サービス対価の改定方法は、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」のとおりとする。

(サービス対価の減額)

第84条 組合は、事業者が提供するサービスが、第66条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、要求サービス水準に適合しない業務(以下「不適合業務」という。)として認められ、組合から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされなかった場合には、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理及び運営業務に係る該当する業務のサービス対価を減額することができるものとする。

(サービス対価の返還)

第85条 組合は、事業者から提出された通常業務報告書又は組合への支払請求書等に虚偽の記載があること、若しくはモニタリングに際して事業者の行う説明の重要な点にお

いて真実との不一致があること（以下「不実等」という。）が判明した場合には、当該不実等がなければ組合が本来支払う必要のない維持管理及び運営業務のサービス対価の相当額について、サービス対価の支払いを行わないものとする。

- 2 事業者は、前項の不実等により受領した過払いのサービス対価の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得たサービス対価の相当額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して組合に返還しなければならない。

第11章 事業者の経営状況の報告等

（事業者の経営状況に係る報告）

第86条 事業者は、事業期間中、自己の費用で毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを組合に提出し、組合に監査報告を行わなければならない。

（事業者の経営状況に対する組合によるモニタリング）

第87条 組合は、前条の規定により提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合、事業者に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により勧告がなされた場合、速やかに財務状況改善計画書を組合に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

第12章 事業内容等の変更

（事業内容等の変更）

第88条 組合又は事業者は、経済事情の変動、周辺同種施設の新設、廃止又は料金の改定、本施設の利用者数の変動、事業者の収支状況の変化等、合理的理由がある場合には、本施設の事業内容等の変更について協議を行うことができる。

- 2 前項の協議の結果、組合及び事業者の合意に至った場合には、当該事業内容等を変更することができるものとする。なお、組合は、当該事業内容等の変更に必要な追加費用の負担について、事業者と協議するものとする。

第13章 契約期間及び契約の終了

（契約期間）

第89条 この契約の有効期間は、この契約の締結日から令和28年3月31日までとする。ただし、この契約の定めるところに従ってこの契約が解除されたときは、この契約は、その時点において終了する。なお、事業期間終了日経過時において未履行である組合又は事業者のこの契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(期間満了時の取扱い)

第90条 事業者は、この契約の終了に当たり、組合が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項を組合に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を組合に提供する等、本施設の維持管理及び運営業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

(組合によるこの契約の終了)

第91条 組合は、本施設の組合への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、この契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を組合が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建設・工事監理業務に着手せず、組合が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から組合が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し予定日に、この契約に従って本施設の引渡しとなされないとき。ただし、組合及び事業者の合意により引渡し予定日が変更された場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるほか、事業者がこの契約に違反し、組合が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 組合は、本施設の組合への引渡しの後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、この契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を組合が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の供用開始予定日までに開業できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、組合及び事業者の合意により供用開始予定日が変更された場合は、この限りでない。

(2) 事業者が提供するサービスが、第66条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、第84条に規定する不適合業務として認められ、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、組合から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(3) 事業者が提供するサービスが、第66条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 組合は、本施設の組合への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、この契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を組合が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。

(2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生及び特別清算並びに今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。

(4) 事業者が故意又は過失により、通常業務報告書、随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(5) 事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難になったとき。

(6) 前各号に定めるほか、事業者がこの契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(7) 事業者又は落札者の代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(その後の改正を含め、以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 事業者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、組合が代表企業を介して事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

4 この契約が、前3項の規定により終了した場合は、組合及び事業者は、この契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理。

ア 事業者は、組合に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、組合の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 組合は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理。

ア 事業者は、組合に対し、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。また、本施設引渡し後の開業準備期間中に事業契約が解除された場合の違約金は、令和9年度の維持管理及び運營業務のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100分の10に相当する金額とする。なお、当該違約金の支払いは、組合の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 組合は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに事業者に未払いの金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。また、組合は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運營業務のサービス対価のうち、未払いの金額相当額を第82条 に定められた方法により支払うものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、組合による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。

(事業者によるこの契約の終了)

第92条 事業者は、組合がサービス対価の支払義務その他のこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後 180 日以内に当該違反を是正しない場合、組合に対し書面で通知することにより、この契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 組合及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、この契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理。

ア 組合は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買取ること。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 組合は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は受注者との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち、組合の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理。

ア 組合は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者は、未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 組合は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運営業務の受託者の契約解除により事業者が生じる手数料及び違約金並びに事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち、組合の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買取

るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(組合の公益上の事由による契約終了)

第93条 組合は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 組合及び事業者は、この契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第94条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で、組合及び事業者との間の協議が整わないときは、組合は、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定によりこの契約の全部が終了する場合には、組合及び事業者は、次の各号に掲げるこの契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理。

ア 組合は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買い取ること。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 組合は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は受注者との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金及び当該買取代金によっては填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理。

ア 組合は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価のうち、事業者がこの契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払いの金額相当額を支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者との協議により決定するものとする。

イ 組合は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運營業務の受託者又は受注者との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金及び当該買取代金により填補されない事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、組合の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、組合及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、組合が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

第14章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第95条 事業者は、法令変更により、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により組合に対し通知しなければならない。

(1) 契約関係書類に従って本事業の建設・工事監理業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合。

(2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書及び運營業務仕様書に従って本施設の維持管理及び運營業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合。

2 組合及び事業者は、前項に規定する通知がなされた時点以降、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、組合又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)

第96条 組合は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかにこの契約及び設計図書等の変更並びに必要な追加費用の負担等について、事業者と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内にこの契約等の変更及び必要な追加費用の負担等についての合意が成立しない場合には、組合は、その対応方法を決定し、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 前項により組合が決定した対応方法による追加費用については、当該法令変更が本事業に直接関連する法令変更（ただし、租税に係る法令は除く）、消費税等に関する法令変更の場合は、組合が負担するものとし、それ以外の法令変更に起因する増加費

用は事業者の負担とする。ただし、消費税等の法令変更に係る追加費用については、組合が事業者に対して支払うサービス対価に係る消費税に限るものとする。

第15章 公租公課

(公租公課の負担)

第97条 この契約に関連して生じる公租公課は、この契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、組合は、この契約の定めに従いサービス対価を支払うほか、この契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第16章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第98条 事業者は、不可抗力により、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により組合に対し通知しなければならない。

(1) 契約関係書類に従って本事業の建設・工事監理業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合。

(2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従って本施設の維持管理及び運営業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合。

2 組合及び事業者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合において、組合又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)

第99条 組合は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかにこの契約及び設計図書等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担(以下「対応策等」という。)について、事業者と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、組合は、対応策等を決定して事業者に通知するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 前項により組合が決定した対応策等の費用負担は次の各号のとおりとする。

(1) 本施設の引渡し前においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を組合の負担とすること。

(2) 本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「③維持管理及び運営業務のサービス対価」のうち、各事業年度の「(3)維持管理業務費」及び「(4)運営業務費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を組合の負担とすること。この場合において、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となったときには、事業者は、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用の当該事業年度の累計額のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「③維持管理及び運営業務のサービス対価」のうち、当該事業年度の「(3)維持管理業務費」及び「(4)運営業務費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を負担すること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該費用が発生した場合及び事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠ったことにより当該費用が保険により填補されない場合は、当該費用全額を事業者が負担しなければならない。

(不可抗力への対応)

第100条 組合及び事業者は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第17章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第101条 組合及び事業者は、本事業に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。

2 組合及び事業者は、この契約の締結後、速やかに関係者協議会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

3 組合は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。

4 事業者は、必要があると判断したときは、組合に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

(関係者協議会の構成員)

第102条 関係者協議会は、組合及び事業者の代表者各5名程度により構成されるものとする。ただし、組合及び事業者は、関係者協議会における協議により、構成員数を変更することができるものとする。

2 組合及び事業者は、必要に応じて職員、役員、従業員及びその他の者を関係者協議会に出席させることができるものとする。

3 組合及び事業者が必要と判断した場合には、関係者協議会の構成員は、各自が第三者を関係者協議会に招致し、関係者協議会の意思決定に際して、その第三者の意見を

聴取することができるものとする。

第18章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

第103条 事業者は、事前に組合の書面による承諾がある場合を除き、この契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、組合は、不合理に書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(株主の制限)

第104条 事業者は、事前の組合の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡を承認してはならず、かつ、株式を第三者に譲渡してはならない。さらに、事業者は事前の組合の書面による承諾がある場合を除き、この契約締結日現在の出資者以外の者に対して新株、新株予約権及び新株予約権付社債並びにその他事業者の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行ってはならず、かつ、事業者の新株引受権を出資者以外の者に対して与えてはならない。

(担保権の設定)

第105条 事業者は、事前の組合の書面による承諾がある場合を除き、事業者の所有する建築物、建築設備、機器等を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、組合は、不合理に書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第106条 組合及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、組合及び事業者が認めた場合、組合又は、事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、若しくは組合又は事業者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

(著作権の利用等)

第107条 事業者は、組合に対し、本施設の維持管理・運営、広報等に必要な範囲において、成果物（設計図書その他の事業者がこの契約又は組合の請求により組合に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。本条において同じ。）を組合が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は組合の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。

2 事業者は、組合に対し、本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影等を許諾する。

3 事業者は、組合に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。

4 事業者は、次の各号にあげる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

5 事業者は、本条第1項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。

6 事業者は、成果物又は本施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合は、この限りでない。

7 事業者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、組合に対して保証する。

8 成果物又は本施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

9 本条の規定は、この契約の終了後もなお効力を有するものとする。

（個人情報保護）

第108条 事業者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（準拠法）

第109条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第110条 この契約に起因する紛争に関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第111条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、組合及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

別紙1 用語の定義（第1条 関係）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「本事業」とは、組合が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、特定事業として選定した広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業について、統括管理業務、設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務を実施する事業をいう。
- (2)「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (3)「本施設」とは、本事業において事業者が整備し、開業準備業務、維持管理及び運営業務を行う温水プール、フィットネスジム及びスタジオ、温浴施設、コミュニティ増進機能、提案施設（事業者の任意提案による施設）をいう。
- (4)「事業用地」とは、組合所有の本施設を整備する用地をいう。
- (5)「入札説明書等」とは、令和5年3月13日に組合が公表した広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業入札説明書及び入札公告後に受け付けた質問に対する組合ホームページにおいて公表した回答をいう。
- (6)「要求水準書等」とは、令和5年3月13日に組合が公表した広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業要求水準書、添付資料及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する組合ホームページにおいて公表した回答をいう。
- (7)「事業契約書等」とは、広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業仮契約書及び事業契約約款並びにその事業契約の締結以降に、本事業に関し、組合及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (8)「事業者提案」とは、落札者が、組合に提出した提案書及び交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (9)「設計図書等」とは、事業者が作成する本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (10)「契約関係書類」とは、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等をいう。
- (11)「建設・工事監理業務」とは、本施設の建設工事、什器・備品等の整備及びこれらの工事監理並びにその他一切の関連業務をいう。
- (12)「工事着手日」とは、工事着工日前において、事業者が、準備工事を含め、本事業の建設工事に着手する日をいう。
- (13)「着工日」とは、建築確認済証交付後、事業者が、本施設の基礎又はこれを支える杭等の人工の構造物を設置する工事を開始する日をいう。
- (14)「修繕」とは、本施設の建築物、建築設備等、外構等の全て（什器備品等を含む）の修繕・更新をいい、組合が直接行う建築物、建築設備に係る大規模修繕を除くものとする。
- (15)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な

現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（要求水準書等及び設計図書等で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

- (16) 「サービス対価」とは、この契約に基づく事業者の債務履行に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に従って組合が支払う対価をいう。
- (17) 「施工計画書」とは、事業者が作成予定の本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (18) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の完成に係る一切の書類をいう。
- (19) 「業務開始予定日」とは、統括管理業務、設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて組合が決定した日をいう。
- (20) 「引渡し予定日」とは、この契約に基づき、事業者から組合へ本施設の引渡しを行う予定日をいい、令和8年11月30日とする。
- (21) 「供用開始予定日」とは、本施設の供用及び営業を開始する予定日をいい、令和9年1月4日とする。
- (22) 「契約解除等における支払条件」とは、第91条 から第94条 に規定する組合の支払いのうち、事業契約書等に定める支払いスケジュールを変更することにより必要となる手数料相当額を含む具体的な支払時期、支払方法をいう。
- (23) 「落札者」とは、入札参加グループ[]の代表企業、構成企業及び協力企業（入札参加資格審査書類に、それぞれ入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業として明記された者）をいう。

別紙2 モニタリング及びペナルティの考え方（第19条，第31条，第49条，第55条，第66条，第84条，第91条 関係）

1 モニタリングの基本的考え方

組合は、契約関係書類に対して事業者が実施する業務が適切に遂行されているか確認することを目的として、モニタリングを行う。

(1) モニタリングの項目

組合は、以下の各段階において、事業者の実施する業務のモニタリングを行う。

ア 本施設の設計及び建設段階におけるモニタリング：第19条・第31条 関係
事業者提案及びこの契約に基づき、本施設の設計及び建設・工事監理業務が適切に行われているかをモニタリングする。

イ 本施設の開業準備、維持管理及び運営段階におけるモニタリング：第49条・第66条 関係

本施設の開業準備業務、維持管理及び運営業務が、適切に行われているか、事業者が作成し提出した通常業務報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、本施設の利用が可能である状態をモニタリングする。開業準備、維持管理及び運営段階におけるモニタリングは、以下の2つの視点について実施する。

(ア) 本施設が本来有すべき機能にて利用できる状態にあることの確認。

(イ) サービス水準に適合していることの確認。

(2) モニタリングの方法

組合は、設計・建設段階における組合自らの立ち会い又は確認、事業者から提出された定期的な報告、又は維持管理及び運営段階における通常業務報告書並びに随時業務報告書により、施設利用可能状況の把握及び要求サービス水準を満たしていることの確認を行う。さらに、通常業務報告書及び随時業務報告書記載事項の事実の確認を行う。

2 ペナルティの基本的考え方

組合は、開業準備、維持管理及び運営段階において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過措置を経た後、該当する業務のサービス対価を減額するものとする。

(1) ペナルティ対象事象

ア 事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用できない場合。

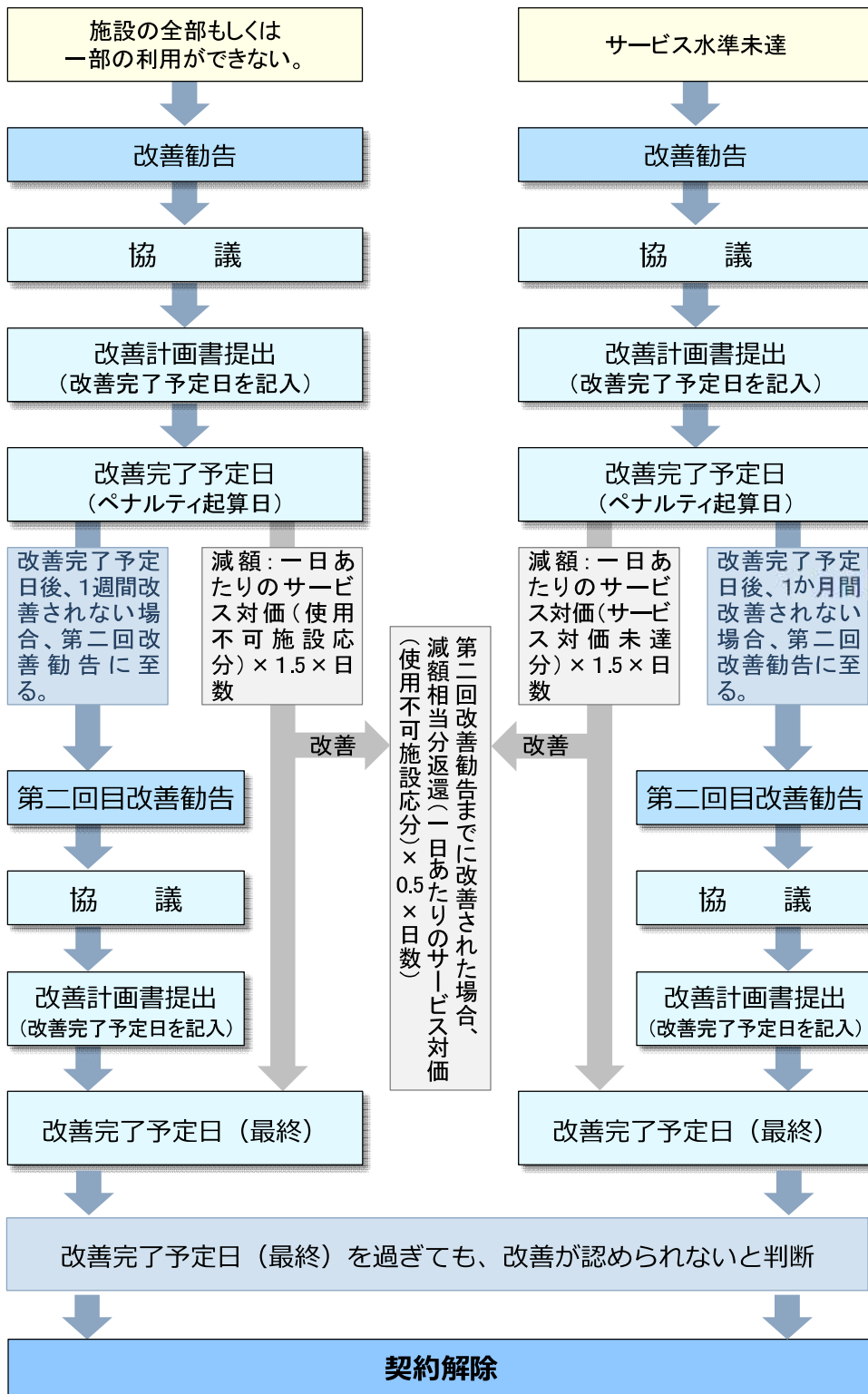
イ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求サービス水準が達成されない場合。

(2) ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額等

モニタリングにより、ペナルティ対象の事象が判明した際に、組合は、事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、組合と協議の上、事実確認に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。

ペナルティ対象の業務、状況毎に、組合と事業者との協議の上、決定した改善完了予定日（図1に記す）を経過したにもかかわらず改善されない場合には、開業準備業務、維持管理及び運営業務のサービス対価の減額をするものとし、事業者はこれに応じなければならない。



※1：ペナルティ起算日に応じて、サービス対価の支払いの延期

図1 モニタリング及びペナルティの考え方

別紙3 建設、開業準備業務、維持管理及び運營業務期間中の保険（第39条、第51条、第70条 関係）

事業者は、本施設の建設、開業準備業務、維持管理及び運營業務の期間中、以下に記載する保険に加入する、又は建設工事の受注者、開業準備業務、維持管理及び運營業務の受託者に加入させなければならない。

なお、組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、本施設の引渡し後、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本組合が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

表1 保険

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険※	受注者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は請負人	組合又は事業者※※※※
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交差責任担保、管理財物担保	事業者又は受注者	組合、事業者、受注者、 (下請先も含む)
	建設工事保険 (火災等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・テロ・放射能リスクは除く)	受注者	組合、事業者、受注者、 (下請先も含む)
開業準備期間	開業準備業務契約履行保証保険※※	開業準備業務受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は開業準備業務の受託者	組合又は事業者※※※※
	開業準備業務業者賠償責任保険	開業準備業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	事業者又は開業準備業務の受託者	事業者、開業準備業務の受託者（その再委託先も含む）
維持管理・運営期間	維持管理及び運營業務契約履行保証保険※※※	維持管理及び運營業務受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は維持管理及び運營業務の受託者	組合又は事業者※※※※
	維持管理及び運營業務業者賠償責任保険	施設の維持管理及び運營業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	事業者又は維持管理及び運營業務の受託者	事業者、維持管理及び運營業務の受託者 (その再委託先も含む)

（保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。）

上記以外の保険については、事業者の提案により、組合と協議の上、決定するものとする。

- ※ 第40条 第1項(1)号～(3)号により対応した場合は不要
- ※※ 第52条 第1項(1)号～(3)号により対応した場合は不要
- ※※※ 第71条 第1項(1)号～(3)号により対応した場合は不要
- ※※※※ 組合以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に本事業に関連する組合の事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権を被担保権として、組合を第一順位とする質権を設定すること

別紙4 サービス対価の支払方法（第40条，第44条，第82条，第91条，第99条関係）

1 サービス対価の構成

事業期間中，組合が事業者を支払うサービス対価は，①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価，②開業準備業務のサービス対価，③維持管理及び運営業務のサービス対価から構成される。それぞれの対価項目は，以下のとおりである。

なお，設計変更等により施設費が増減した場合は，「ア 施設費」としてその金額を適用する。

表2 サービス対価の構成

	項目	内訳	内訳に含まれる費用	
①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	(1)施設費等	ア 施設費	設計費等	調査・設計費，確認申請等の手続きに要する諸費用
			建設・工事監理費等	建設工事費（什器・備品等の調達及び設置費，外構工事費に係る費用を含む），工事監理費，事業者の開業に伴う諸費用，建中利息，その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
②開業準備業務のサービス対価	(2)開業準備業務費		供用開始前の広報活動及び予約受付費，開館式典の実施費等	
③維持管理及び運営業務のサービス対価	(3)維持管理業務費		建築物保守管理費，建築設備保守管理費，備品等保守管理費，外構等維持管理費，環境衛生・清掃費，警備保安費，修繕費（提案施設に係る修繕費を除く）等	
	(4)運営業務費		利用受付費，温水プール運営費，フィットネスジム運営費，温浴施設運営費，組合市町との利用調整費，光熱水費（自主事業に係る光熱水費を除く）等	
	(5)その他の費用		事業者の運営費（統括管理業務費を含む），保険料，監査費用，法人税等，事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等）	

① 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価

設計及び建設・工事監理業務のサービス対価は，施設整備に必要な一切の費用からなる施設費からなるものとする。

なお，建設・工事監理業務のサービスの対価は，年度ごとの出来高に応じて支払うものとし，次の式により算定するものとする。

当該年度の出来高払金の額 ≤

建設・工事監理業務のサービスの対価の総額 × 当該年度の出来高割合

② 開業準備業務のサービス対価

開業準備業務のサービス対価は，開業準備業務の各業務に要する費用からなるものとする。

③ 維持管理及び運営業務のサービス対価

維持管理及び運営業務のサービス対価は，維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとする。

なお、別紙4表2「(3)維持管理業務費」のうち「修繕費(提案施設に係る修繕費を除く)」は、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、原則として、毎支払いに同額が支払われるものとする。

2 支払金額及び支払いスケジュールについて

サービス対価の支払い金額及びスケジュールについてはそれぞれ、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については表3に、開業準備業務のサービス対価については表4に、維持管理及び運營業務のサービス対価のうち、維持管理業務費については表5に、運營業務費については表6に、その他の費用については表7に記載のとおりとする。

3 支払方法

① 本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法について

組合は、設計業務に係るサービス対価を設計業務完了後、事業者からの請求手続を経て、設計業務完了時の翌月に支払うこととする。

組合は、事業者からの請求手続を経て、建設・工事監理業務に係るサービス対価を令和7年度、令和8年度の出来高に応じて、それぞれ令和8年5月、建設・工事監理業務完了時の翌月に支払うこととする。

② 本施設の開業準備業務のサービス対価の支払方法について

組合は、事業者からの請求手続を経て、開業準備業務完了時の翌月に一括で支払いを行う。

③ 本施設の維持管理及び運營業務のサービス対価の支払方法について

維持管理業務費について、組合は、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和●年●月分)を令和●年●月に、第2回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第3回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第4回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第5回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、以降、令和28年5月まで年4回支払うこととする(全●回)。

運營業務費及びその他費用について、組合は、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第2回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第3回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、第●回(令和●年●月～●月分)を令和●年●月に、以降、令和28年5月まで年4回支払うこととする(全●回)。

表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール (円)
(設計業務相当額)

支払時期	㉞設計業務費	㉟消費税及び 地方消費税 相当額	㊱税込計 (=㉞+㉟)
令和 年 月 (設計業務完了時の翌月)			

(建設業務相当額)

支払時期	㊲建設業務費	㊳消費税及び 地方消費税 相当額	㊴税込計 (=㊲+㊳)
令和8年5月			
令和 年 月 (建設・工事監理業務完了 時の翌月)			
合計	㊵	㊶	㊷

(工事監理業務相当額)

支払時期	㊸工事監理業務費	㊹消費税及び 地方消費税 相当額	㊺税込計 (=㊸+㊹)
令和8年5月			
令和 年 月 (建設・工事監理業務完了 時の翌月)			
合計	㊻	㊼	㊽

(設計及び建設・工事監理業務相当額 合計)

支払時期	㊾設計及び建設・工 事監理業務費	㊿消費税及び 地方消費税 相当額	㉀税込計 (=㊾+㊿)
令和 年 月 (設計業務完了時の翌月)			
令和8年5月			
令和 年 月 (建設・工事監理業務完了 時の翌月)			
合計	㉁	㉂	㉃

表4 開業準備業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール (円)

支払時期	㊦開業準備業務費	㊧消費税及び 地方消費税 相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)
令和 年 月 (開業準備業務完了時の翌 月)			

表5 維持管理及び運營業務のサービス対価（維持管理業務費）の金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	㊦維持管理費 (警備保安業 務費, 修繕業 務費を除く)	㊧警備 保安 業務費	㊨修繕業務 費	㊩税抜計 (=㊦+㊧+ ㊨)	㊪消費税 及び 地方消費税 相当額	㊫税込合計 (=㊩+㊪)
令和 年 月			0			
令和 年 月			0			
令和 年 月			0			
令和9年5月			1,250,000			
令和9年8月			1,250,000			
令和9年11月			1,250,000			
令和10年2月			1,250,000			
令和10年5月			1,250,000			
令和10年8月			1,250,000			
令和10年11月			1,250,000			
令和11年2月			1,250,000			
令和11年5月			1,250,000			
令和11年8月			1,250,000			
令和11年11月			1,250,000			
令和12年2月			1,250,000			
令和12年5月			1,250,000			
令和12年8月			1,250,000			
令和12年11月			1,250,000			
令和13年2月			1,250,000			
令和13年5月			1,250,000			
令和13年8月			1,250,000			
令和13年11月			1,250,000			
令和14年2月			1,250,000			
令和14年5月			1,250,000			
令和14年8月			1,250,000			
令和14年11月			1,250,000			
令和15年2月			1,250,000			
令和15年5月			1,250,000			
令和15年8月			1,250,000			
令和15年11月			1,250,000			
令和16年2月			1,250,000			
令和16年5月			1,250,000			
令和16年8月			1,250,000			
令和16年11月			1,250,000			
令和17年2月			1,250,000			
令和17年5月			1,250,000			
令和17年8月			1,250,000			

支払時期	㊟維持管理費 (警備保安業 務費, 修繕業 務費を除く)	㊟警備 保安 業務費	㊟修繕業務 費	㊟税抜計 (=㊟+㊟+ ㊟)	㊟消費税 及び 地方消費税 相当額	㊟税込合計 (=㊟+㊟)
令和 17 年 11 月			1,250,000			
令和 18 年 2 月			1,250,000			
令和 18 年 5 月			1,250,000			
令和 18 年 8 月			1,250,000			
令和 18 年 11 月			1,250,000			
令和 19 年 2 月			1,250,000			
令和 19 年 5 月			1,250,000			
令和 19 年 8 月			1,250,000			
令和 19 年 11 月			1,250,000			
令和 20 年 2 月			1,250,000			
令和 20 年 5 月			1,250,000			
令和 20 年 8 月			1,250,000			
令和 20 年 11 月			1,250,000			
令和 21 年 2 月			1,250,000			
令和 21 年 5 月			1,250,000			
令和 21 年 8 月			1,250,000			
令和 21 年 11 月			1,250,000			
令和 22 年 2 月			1,250,000			
令和 22 年 5 月			1,250,000			
令和 22 年 8 月			1,250,000			
令和 22 年 11 月			1,250,000			
令和 23 年 2 月			1,250,000			
令和 23 年 5 月			1,250,000			
令和 23 年 8 月			1,250,000			
令和 23 年 11 月			1,250,000			
令和 24 年 2 月			1,250,000			
令和 24 年 5 月			1,250,000			
令和 24 年 8 月			1,250,000			
令和 24 年 11 月			1,250,000			
令和 25 年 2 月			1,250,000			
令和 25 年 5 月			1,250,000			
令和 25 年 8 月			1,250,000			
令和 25 年 11 月			1,250,000			
令和 26 年 2 月			1,250,000			
令和 26 年 5 月			1,250,000			
令和 26 年 8 月			1,250,000			
令和 26 年 11 月			1,250,000			

支払時期	㊶維持管理費 (警備保安業 務費, 修繕業 務費を除く)	㊷警備 保安 業務費	㊸修繕業務 費	㊹税抜計 (=㊶+㊷+ ㊸)	㊺消費税 及び 地方消費税 相当額	㊻税込合計 (=㊹+㊺)
令和 27 年 2 月			1,250,000			
令和 27 年 5 月			1,250,000			
令和 27 年 8 月			1,250,000			
令和 27 年 11 月			1,250,000			
令和 28 年 2 月			1,250,000			
令和 28 年 5 月			1,250,000			
事業期間合計	㊶	㊷	㊸ 96,250,000	㊹	㊺	㊻

※上記対価の改定は、第 83 条 及び別紙 5 に基づき行われるものとする。

表6 維持管理及び運営業務のサービス対価（運営業務費）の金額及び
支払スケジュール（円）

支払時期	㊸運営費 (光熱水費を 除く)	㊹消費税及び地方 消費税 相当額	㊺光熱水費 (消費税相当 額を除く)	㊻光熱水費 に係る消費 税相当額	㊼税込合計 (=㊸+㊹+㊺+ ㊻)
令和 年 月					
令和 年 月					
令和 年 月					
令和9年5月					
令和9年8月					
令和9年11月					
令和10年2月					
令和10年5月					
令和10年8月					
令和10年11月					
令和11年2月					
令和11年5月					
令和11年8月					
令和11年11月					
令和12年2月					
令和12年5月					
令和12年8月					
令和12年11月					
令和13年2月					
令和13年5月					
令和13年8月					
令和13年11月					
令和14年2月					
令和14年5月					
令和14年8月					
令和14年11月					
令和15年2月					
令和15年5月					
令和15年8月					
令和15年11月					
令和16年2月					
令和16年5月					
令和16年8月					
令和16年11月					

支払時期	㊦運営費 (光熱水費を 除く)	㊧消費税及び地方 消費税 相当額	㊨光熱水費 (消費税相当 額を除く)	㊩光熱水費 に係る消費 税相当額	㊪税込合計 (=㊦+㊧+㊨+ ㊩)
令和17年2月					
令和17年5月					
令和17年8月					
令和17年11月					
令和18年2月					
令和18年5月					
令和18年8月					
令和18年11月					
令和19年2月					
令和19年5月					
令和19年8月					
令和19年11月					
令和20年2月					
令和20年5月					
令和20年8月					
令和20年11月					
令和21年2月					
令和21年5月					
令和21年8月					
令和21年11月					
令和22年2月					
令和22年5月					
令和22年8月					
令和22年11月					
令和23年2月					
令和23年5月					
令和23年8月					
令和23年11月					
令和24年2月					
令和24年5月					
令和24年8月					
令和24年11月					
令和25年2月					
令和25年5月					
令和25年8月					
令和25年11月					

支払時期	㊦運営費 (光熱水費を 除く)	㊧消費税及び地方 消費税 相当額	㊨光熱水費 (消費税相当 額を除く)	㊩光熱水費 に係る消費 税相当額	㊪税込合計 (=㊦+㊧+㊨+ ㊩)
令和26年2月					
令和26年5月					
令和26年8月					
令和26年11月					
令和27年2月					
令和27年5月					
令和27年8月					
令和27年11月					
令和28年2月					
令和28年5月					
事業期間合計	㊫	㊬	㊭	㊮	㊯

※上記対価の改定は、第83条 及び別紙5に基づき行われるものとする。

表7 維持管理及び運營業務のサービス対価（その他の費用）の金額及び
支払スケジュール（円）

支払時期	㉞ その他費用	㉟ 消費税及び 地方消費税相当額	㊱ 税込合計 (=㉞+㉟)
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和9年5月			
令和9年8月			
令和9年11月			
令和10年2月			
令和10年5月			
令和10年8月			
令和10年11月			
令和11年2月			
令和11年5月			
令和11年8月			
令和11年11月			
令和12年2月			
令和12年5月			
令和12年8月			
令和12年11月			
令和13年2月			
令和13年5月			
令和13年8月			
令和13年11月			
令和14年2月			
令和14年5月			
令和14年8月			
令和14年11月			
令和15年2月			
令和15年5月			
令和15年8月			
令和15年11月			
令和16年2月			
令和16年5月			
令和16年8月			
令和16年11月			
令和17年2月			

支払時期	㉞ その他費用	㉟ 消費税及び 地方消費税相当額	㊱ 税込合計 (=㉞+㉟)
令和17年5月			
令和17年8月			
令和17年11月			
令和18年2月			
令和18年5月			
令和18年8月			
令和18年11月			
令和19年2月			
令和19年5月			
令和19年8月			
令和19年11月			
令和20年2月			
令和20年5月			
令和20年8月			
令和20年11月			
令和21年2月			
令和21年5月			
令和21年8月			
令和21年11月			
令和22年2月			
令和22年5月			
令和22年8月			
令和22年11月			
令和23年2月			
令和23年5月			
令和23年8月			
令和23年11月			
令和24年2月			
令和24年5月			
令和24年8月			
令和24年11月			
令和25年2月			
令和25年5月			
令和25年8月			
令和25年11月			
令和26年2月			
令和26年5月			

支払時期	㉞ その他費用	㉟ 消費税及び 地方消費税相当額	㊱ 税込合計 (=㉞+㉟)
令和 26 年 8 月			
令和 26 年 11 月			
令和 27 年 2 月			
令和 27 年 5 月			
令和 27 年 8 月			
令和 27 年 11 月			
令和 28 年 2 月			
令和 28 年 5 月			
事業期間合計	㉞	㉟	㊱

※上記対価の改定は、第 83 条 及び別紙 5 に基づき行われるものとする。

別紙5 サービス対価の改定方法（第83条 関係）

1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方

- 建設・工事監理業務のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年9月（提案書提出時）の「建築費指数・工事原価—体育館（S）—標準指数（一般財団法人建設物価調査会）」を用い、工事着工時期の同指数と比較して1.5パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。
- 建設・工事監理業務の物価変動に基づくサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。

本施設の建設工事の物価変動率

$$= \frac{\text{【工事着工日の属する月の建築費指数】}}{\text{【令和5年9月の建築費指数】}} - 1$$

※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率 \geq 0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率 \leq -0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

※ 施設整備費は、別紙4表2「ア施設費」のうち「建設工事費」のみとする。

2 維持管理及び運營業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方

- 維持管理及び運營業務のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとする。なお、別紙4表2「（3）維持管理業務費」のうち「修繕費」は改定の対象外とする。
- 改定方法については、毎年6月の表8に定める指標を用い、指数ごとに前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和5年）の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0パーセント以上の差が生じた場合に、表8に定める指標に基づき、次年度分の当該サービス対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、物価等が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、組合及び事業者の協議によるものとする。
- 各年度の維持管理及び運營業務のサービス対価は、次式によって表されるものとする。なお、急激な物価変動等により周辺施設の利用料金の設定金額と本施設の利用料金に大きな乖離が発生する場合には、組合及び事業者の協議により、次式によらず、サービス対価の増額または減額分を利用料金に転嫁することを可能とする。

$$P(t) = P_s(t) \times \text{CSPI}(t-1) / \text{CSPIs}$$

<凡例>

P(t) : t年度 (t年4月から(t+1)年3月) のサービス対価

P_s(t) : 事業契約書等に示す t年度のサービス対価

CSPI(t-1) : (t-1)年の6月の企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) , 又は消費者物価指数 (Consumer Price Index)

CSPIs : 前回改定年度の前年 (初回の改定時に対しては令和5年) 1月から12月までの企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) , 又は消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均値

※改定率 (CSPI(t-1)/CSPIs) に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※t年度のサービス対価が改定される場合、(t+1)年度以降のサービス対価も、上記の改定率を乗じた額に改定されるものとする。

- ・ 改定に係る協議は毎年度1回 (9月上旬頃) とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。なお、初回の改定に係る協議は令和7年9月上旬に行い、改定を行うこととなった場合は、令和8年度以降の維持管理及び運營業務のサービス対価に反映させるものとする。
- ・ 技術革新等により維持管理及び運營業務に係る費用が著しく縮減する場合には、組合及び事業者の協議により改定するものとする。

表8 改定に用いる指標

業務の区分	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理業務	警備保安業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－警備 (日本銀行調査統計局)
	上記以外の維持管理業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス (日本銀行調査統計局)
運營業務		「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス (日本銀行調査統計局)
光熱水費		「消費者物価指数 (全国)」－光熱・水道 (総務省統計局)
その他これらを実施する上で必要な関連業務		「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－その他諸サービス (日本銀行調査統計局)

別紙6 個人情報取扱特記事項（第108条 関係）

（基本的事項）

第1 事業者は、岡山県西部衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。また、事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 事業者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報取扱担当者の指定）

第4 事業者は、個人情報を取り扱う者（以下「取扱担当者」という。）及びその役割を明確化するため、取扱担当者を別に定める様式により組合に報告しなければならない。

（適正管理）

第5 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の禁止）

第6 事業者は、組合の指示又は承認があることを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 事業者は、組合の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために組合から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 事業者は、組合が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

（記録資料の返還等）

第9 事業者は、この契約による業務を行うため、組合から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに組合に返還し、若しくは引き渡し、又は復元不可能な手段で削除又は廃棄するものとする。ただし、削除又は廃棄した場合は、その旨を記載した証明書を組合に提出しなければならない。

（個人情報の運搬）

第10 事業者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、事業者の責任において、授受が確実な方法により運搬しなければならない。

（調査）

第11 組合は、事業者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第12 事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに組合に報告し、組合の指示に従うものとする。

（契約解除）

第13 組合は、事業者が第1から第12までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 事業者は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、組合に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14 事業者の故意又は過失の有無を問わず、事業者がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、組合に対する損害を発生させた場合は、事業者は、組合に対して、その損害を賠償しなければならない。

上記事項のほかに疑義が生じた場合は、組合事業者が協議の上定めることとする。